

総務省における被災市町村の人材確保の取組

総務省資料

被災市町村における平成25年度の人材確保の要請数 1,490人(H25.2現在)

総務省における取組

1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築（H23.3～）【総務省スキーム】
- ・全国の市区町村に対して、更なる職員派遣を要請

<現役職員の派遣決定数>
約480人
<任期付職員の派遣決定数>
約40人

2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

- ・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言
- ・被災自治体が行う任期付職員の採用について、復興庁と協力して広報を実施

<採用予定人数>
約140人

3. 全国の市区町村OB職員の活用【OB情報システムの構築】

- ・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを、新たに構築
- ・被災市町村の採用状況を見ながら、更なる掘り起こしを行う

<リスト登録人数>
約180人
※今後、このリストを元に被災市町村で職員OBの採用を実施
※上記はいずれもH25.2現在

4. 民間企業等の人材の活用の促進

- ・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等）の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備
 - ①民間企業等の協力を得て、民間企業等の従業員の身分をもったまま、被災市町村の職員として採用（任期付職員又は特別職職員として採用）
 - ②被災自治体が負担する民間企業等からの職員の受入れ経費（給料等）について震災復興特別交付税により全額措置（災害復旧等に従事させるため、任期付職員として採用した場合に加え、H24年度から特別職職員として採用した場合についても措置）
- ・経済・業界団体（経団連、同友会等）を通じて民間企業に上記の取組について周知
- ・自治体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等）の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請。
総務省スキームでの支援を第三セクター等の職員まで拡大